

国民年金コーナー

～新成人の皆さんへ～
20歳になったら国民年金

国民年金は年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られたしくみです。20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

《国民年金のポイント》

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には高齢となったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が亡くなった場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。

《国民年金保険料のお支払いについて》

◆国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入者(被保険者)の1カ月当たりの保険料は16,610円です。(令和3年度)

◆「付加年金制度」があります！

定額保険料(16,610円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取ることができます。

◆「前納割引」制度があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されます。

◆口座振替のご案内

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割り引きされます。

※付加年金保険料および前納は申し出月からの開始となりますので、20歳到達月(20歳の誕生日の前日が含まれる月)からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

《学生納付特例制度と「納付猶予制度」》

◆「学生納付特例制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

